

第一種フロン類充填回収業者の変更を届出される方へ

1 変更の届出について

第一種フロン類充填回収業者が登録事項を変更した場合、変更の届出が必要となります。主な変更例は、次のア～カのとおりです。

- ア 申請者の氏名（法人の場合は名称）、法人代表者の氏名、申請者の住所
 - イ 事業所の名称及び所在地
 - ウ 充填又は回収の対象とする第一種特定製品の種類等、及び充填又は回収しようとするフロン類の種類
 - エ フロン類回収設備の種類、能力及び台数
- ただし、軽微な変更（充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者に関する運用の手引き（環境省ホームページで公開中）52～53ページを参照）に該当する場合は、届出は不要です。
- オ 事業所の追加
 - カ 登録事業所のうち一部の事業所の廃止

2 変更届出書の提出について

申請は直接受付窓口を持参、郵送による提出又は電子申請により行ってください。

直接窓口を持参する場合は、あらかじめご予約のうえ、ご来所ください。

窓口受付時間は、9：00～16：00となります。

（但し12：00～13：00及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く。）

3 変更届出に必要な書類

法定の変更届出書に加え、変更内容（1のア～カ）に準じた添付書類を用意してください。

- 変更届出書 {様式第2（第11条関係）}

紙申請の場合は、様式第2を作成してください。

電子申請の場合は、申込画面上で必要事項を入力してください。

届出を法定代理人（行政書士等）に委任される場合は、別に委任状の添付をお願いします。

- アに係る変更届出の場合の添付書類

（1）本人を確認できる書類

山梨県において、法人情報や住民票情報を公的なシステムにより確認するため、登記事項証明書及び住民票の提出は不要です。

※公的システムにより確認できない場合は、登記事項証明書や住民票などの提出をお願いすることがあります。

(2) 誓約書（法第二十九条第一項各号に該当しないことを説明する書類）

登録（及び更新）時に役員ではない者が代表者になる場合は、追加で誓約書の提出が必要です。

様式は、申請書と同じです（日付及び氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）については、届出書と同じになる点にご注意ください）。

○ イ に係る変更届出の場合の添付書類

変更したことが確認できる書類（案内通知、名刺、組織図、ホームページの公開情報等）の写し

○ ウ 及び エ に係る変更届出の場合の添付書類

(1) フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類

・ 自ら所有権を有している場合は、納品書、領収書、販売証明書、購入契約書等のうち、いずれかの写し（紛失等により用意できない場合は、提出前に提出先までご相談ください）。

・ 他者が所有する設備を借りる（使用する権原を有する）場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

(2) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

次の①～③の全ての事項について記載されている書面（取扱説明書、仕様書、カタログ等）の写し

① フロン類回収設備の社名、及び機種名（型式）が明記されていること。

② 回収可能なフロン類の種類（冷媒番号）が明記されていること。

③ 回収設備の能力（気体回収性能（単位：g／分））が明記されていること。

○ オ に係る変更届出の場合の添付書類

登録に必要な書類に準じます。子細は提出先までご相談ください。

4 電子申請添付方法

必要書類の提出・添付は、下表の方法により行ってください。電子申請において、アップロードとあるのは、PDFファイルを添付するか、紙資料をスキャンしたデータ（PDF形式）を添付してください。

提出・添付書類	電子申請提出方法
変更届出書	画面入力
アに係る変更のうち (1) 本人確認書類	原則不要（注）
アに係る変更のうち (2) 誓約書	アップロード
イに係る変更の場合	アップロード
ウ、エに係る変更の場合	アップロード
オに係る変更の場合	アップロード

注 公的システムにより確認できない場合は、提出を求める場合があります。

5 届出窓口及び提出先（郵送の場合）

【郵便番号】 4 0 0－8 5 0 1

【住 所】 山梨県 甲府市 丸の内一丁目 6 番 1 号 北別館 6 階
山梨県森林環境部森林環境政策課 地域エネルギー推進室

【電 話】 0 5 5－2 2 3－1 5 0 6（直通）

【F A X】 0 5 5－2 2 3－1 8 5 4

【受付時間】 平日の 9：00～12：00 及び 13：00～16：00